

令和6年度 全国こども政策主管課長会議

こども性暴力防止法について

こども家庭庁成育局安全対策課
こども性暴力防止法施行準備室長 久米 隼人

I. こども性暴力防止法について

1. こども性暴力防止法の概要について…………… 4
2. こども性暴力防止法に関する今後の検討スケジュール及び主な論点について…………… 11

I . こども性暴力防止法について

1. こども性暴力防止法の概要について

こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 令和6年法律第69号)

趣旨 児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が**教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じる**ことを義務付けるなどする。

対象事業者 学校設置者等（第2条第3項）：学校、児童福祉施設等この法律で義務対象となる事業者
民間教育保育等事業者（第2条第5項）：学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等この法律で認定対象となる事業者

対象事業者の責務等 学校設置者等及び民間教育保育等事業者（第3条第1項）
・教員等及び教育保育等従事者による**児童対象性暴力等の防止**に努める
・児童対象性暴力等の**被害児童等を適切に保護**する

国（第3条第2項）
・学校設置者等及び民間教育保育等事業者がその責務を確実に果たすことができるようにするため、必要な**情報の提供、制度の整備**等の施策を実施

対象事業者に求められる措置等	安全確保措置 初犯対策 (1) こどもの安全を確保するために日頃から講ずべき措置 ・危険の早期把握のための児童等との 面談等 （第5条第1項等） ・児童等が 相談を行いやすくするための措置 （相談体制等）（第5条第2項等） (2) 被害が疑われる場合の措置 ・ 調査 （第7条第1項等） ・被害児童の 保護・支援 （第7条第2項等） (3) 教員等の 研修 （第8条等）	再犯対策 (4) 対象となる 性犯罪前科の有無の確認 （第4条等） ・児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要 ・学校設置者等の現職者は、施行から3年以内に確認（第4条第3項等） ・民間教育保育等事業者の従事者は、認定から1年以内に確認（第26条第3項） ・確認を行った従事者については、その後5年ごとに確認（第4条第4項等）
	情報管理措置等 ○ 犯罪事実確認書等の適切な管理（第11条、第14条等） ○ 利用目的による制限及び第三者に対する提供の禁止（第12条等） ○ 犯罪事実確認書に記載された情報の漏えい等の報告（第13条等）	特定性犯罪前科の確認対象 ㊦ 拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から20年 ㊧ 拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）：裁判確定日から10年 ㊨ 罰金：刑の執行終了等から10年

防止措置の義務
・性犯罪前科の有無の確認の結果、面談等、児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえ、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれありと認められる場合、**児童対象性暴力等の防止のための措置（教育、保育等の業務に従事させないなど）**を講じなければならない。（第6条等）
※ 特定性犯罪前科有りのときは、児童対象性暴力等が行われるおそれありとして、**防止措置**は必須。**詳細は、ガイドラインで示す予定。**

指導・監督 安全確保措置の指導・監督
・学校設置者等：各所管法令に基づき、所管庁が監督
・認定事業者：国（こども家庭庁）が直接監督
(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表、等)

情報管理措置等の実施状況の指導・監督
・国（こども家庭庁）が直接監督
(定期報告、報告徴収及び立入検査、公表、命令、等)

対象「事業」の範囲等

対象事業の範囲の考え方

こどもの未熟さ等に乗じた性犯罪を防ぐため、事業の性質が、次の要件を満たすものを対象範囲として検討。

- ① 支配性 （こどもを指導するなどし、非対称の力関係があるなかで支配的・優越的立場に立つこと）
- ② 継続性 （時間単位のものを含めてこどもと生活を共にするなどして、こどもに対して継続的に密接な人間関係を持つこと）
- ③ 閉鎖性 （親等の監視が届かない状況の下で預かり、養護等をするものであり、他者の目に触れにくい状況を作り出すことが容易であること）

対象事業の例

学校設置者等

【義務】

対象となる事業者の範囲が明確であり、問題が生じた場合の監督や制裁の仕組みが整っている施設・事業

- 学校教育法上の設置・認可の対象となっているもの
 - ・ 学校（幼稚園、小中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）
 - ・ 専修学校（高等課程）
- 認定こども園法又は児童福祉法上の認可等の対象となっているもの
 - ・ 認定こども園
 - ・ 児童福祉施設（保育所、指定障害児入所施設等、乳児院、母子生活支援施設、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）
 - ・ 児童相談所（一時保護施設を含む）
 - ・ 指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）
 - ・ 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）
 - ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

民間教育保育等事業者

【認定】

各種学校等、児童福祉法上の届出事業や、現在全く業規制がない分野であって行政が事前に事業の範囲を把握しきれないもの等については、認定制度（義務の対象となる事業者が講ずべき措置と同等の措置を実施する体制が確保されているものとして認定）を設けてその対象とする

- 学校教育法に規定される専修学校（一般課程。簿記学校、製菓学校等）及び各種学校（准看護学校、助産師学校、インターナショナルスクール等）
- 学校教育法以外の法律に基づき学校教育に類する教育を行う事業（高等学校の課程に類する教育を行うもの。公共職業訓練中卒者向けコース等を想定）
- 児童福祉法上の届出の対象となっているもの等
 - ・ 放課後児童クラブ等
 - ・ 一時預かり事業 ・ 病児保育事業 ・ 子育て短期支援事業
 - ・ 認可外保育施設
 - ・ 児童自立生活援助事業 ・ 小規模住居型児童養育事業
 - ・ 妊産婦等生活援助事業 ・ 児童育成支援拠点事業 ・ 意見表明等支援事業
- 障害者総合支援法上に規定されるもの（障害児を対象とするもの）
 - ・ 居宅介護事業 ・ 同行援護事業 ・ 行動援護事業
 - ・ 短期入所事業 ・ 重度障害者等包括支援事業
- 民間教育事業（児童に技芸又は知識の教授を行うもの。一定の要件を設定（※））
 - ・ 学習塾、スポーツクラブ、ダンススクール 等

※ 「対面指導」「習得するための標準期間が6か月以上」「事業者が用意する場所」「技芸又は知識の教授を行う者が政令で定める人数以上」を検討。

認定の表示・利用促進等

・ 認定を受けた事業者であることが利用者に分かるよう、**国が公表。事業者は認定を受けた旨を表示可能。**

※そのほか、利用者に対して認定事業者の**公表・表示について十分に周知**するとともに、所管省庁等が連携して**事業者による認定の取得を促進**。

対象「業務」の範囲等

対象業務の範囲の考え方

- こどもの未熟さ等に乗じた性犯罪を防ぐため、業務の性質が、以下の要件を満たすものを対象範囲として検討。その判断に当たっては、こどもから見て当該業務が支配的・優越的であるかという観点も重視する。
 - ①支配性（こどもを指導するなどし、非対称の力関係があるなかで支配的・優越的立場に立つこと）
 - ②継続性（時間単位のものを含めてこどもと生活を共にするなどして、こどもに対して継続的に密接な人間関係を持つこと）
 - ③閉鎖性（親等の監視が届かない状況の下で預かり、養護等をするものであり、他者の目に触れにくい状況を作り出すことが容易であること）
- 派遣や委託関係にあるものであるかや、当該業務を有償・無償のいずれで行っているかにとらわれることなく、その実態に即して判断する方向で検討。

対象業務の例

教員等 【義務】

現在事業所管法令（法律、府省令等）に規定があるもの

- ・ 校長、園長、教諭、養護教諭
- ・ 寄宿舎指導員
- ・ 施設の長
- ・ 保育士
- ・ 児童指導員
- ・ 児童福祉司
- ・ 心理療法担当職員 等

現在上記のような規定がないもの

上記①～③の要件を満たすものであれば、現在規定がない業務であっても、実務を踏まえつつこどもと接する状態等に応じて対象に含めるよう各事業所管法令を整備する方向で検討

教育保育等従事者 【認定】

- ・ 放課後児童支援員
- ・ 家庭的保育者
- ・ 子育て支援員
- ・ 塾講師
- ・ スイミングクラブ指導員
- ・ ダンススクール講師 等

※ 認定の申請時に、従事者の業務の詳細を説明する資料を提出させ、対象業務に該当することを確認（対象業務に該当するかどうかの基準はガイドライン等で示すことを想定）

「児童対象性暴力等」について

- 本法では、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（教員性暴力等防止法）第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等」に相当する行為を、「児童対象性暴力等」として規定し、対象事業者が防止措置を講じる対象としている。
- （※）児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る

教員性暴力等防止法における「児童生徒性暴力等」の定義 （同法第2条第3項）

- ① 児童生徒等に性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条第1項に規定する性交等をいう。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。（第1号）
- ② 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（①に掲げるものを除く。）。（第2号）
- ③ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。）第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（①及び②に掲げるものを除く。）。（第3号）
- ④ 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（①～③に掲げるものを除く。）。（第4号）
- イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。
- ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
- ⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事（①～④に掲げるものを除く。）。（第5号）

○ 次の性犯罪について、一定期間内（※）の前科が確認対象

（※）拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から20年、拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）：裁判確定等から10年、罰金：刑の執行終了等から10年

- 刑法
 - ・不同意わいせつ（176条）
 - ・不同意性交等（177条）
 - ・監護者わいせつ及び監護者性交等（179条）
 - ・不同意わいせつ等致死傷（181条）
 - ・16歳未満の者に対する面会要求等（182条）
 - ・強盗・不同意性交等及び同致死（241条1項・3項）
 - 盗犯等の防止及処分に関する法律
 - ・常習特殊強盗致傷（4条）
 - 児童福祉法
 - ・淫行をさせる罪（60条1項）
 - 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
 - ・児童買春（4条）
 - ・児童買春周旋（5条）
 - ・児童買春勧誘（6条）
 - ・児童ポルノ所持、提供等（7条）
 - ・児童買春等目的的人身売買等（8条）
 - 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律
 - ・性的姿態等撮影（2条）
 - ・性的影像記録提供等（3条）
 - ・性的影像記録保管（4条）
 - ・性的姿態等影像送信（5条）
 - ・性的姿態等影像記録（6条）
 - 都道府県の条例で定める罪であって、次に掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - ・みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ・正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、写真機等を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ・みだりに卑わいな言動をする行為
 - ・児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
- ※一部これらの未遂罪を含む。

性犯罪歴の確認事務フロー（現時点でのイメージ）

犯罪事実確認書交付フロー 1（犯歴なしの場合）

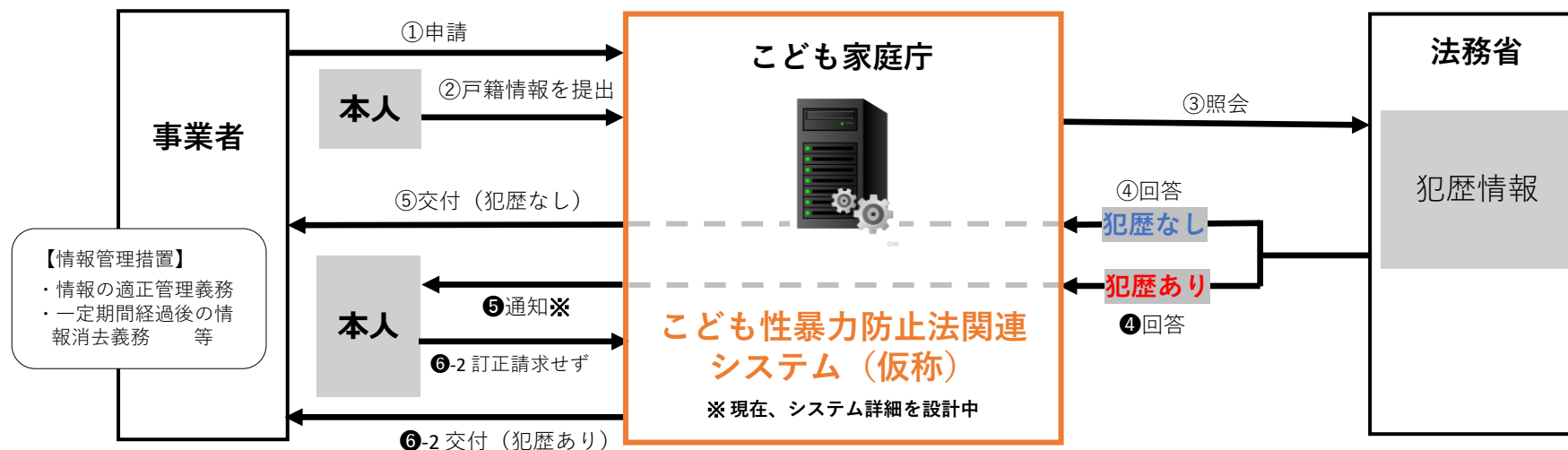
- 性犯罪歴確認の申請は対象事業者が行うこととするが、申請には本人（従事予定者）が関与することとする。
- その上で、対象事業者に対して、情報の適正管理義務や、一定期間経過後の情報消去義務を課す（情報の不正目的提供等について、罰則を設ける）。

- ① 対象事業者がこども家庭庁に申請
- ② 必要書類のうち戸籍情報については、本人から直接こども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁が法務省に対し、性犯罪歴照会
- ④ 回答
- ⑤ こども家庭庁が犯罪事実確認書を作成・申請事業者に交付

犯罪事実確認書交付フロー 2（犯歴ありの場合）

- 本人（従事予定者）に回答内容を事前に通知し、本人は訂正請求可能とする。
- 訂正請求期間中に本人が内定等辞退すれば、申請が却下され、手続終了（犯罪事実確認書不交付）。

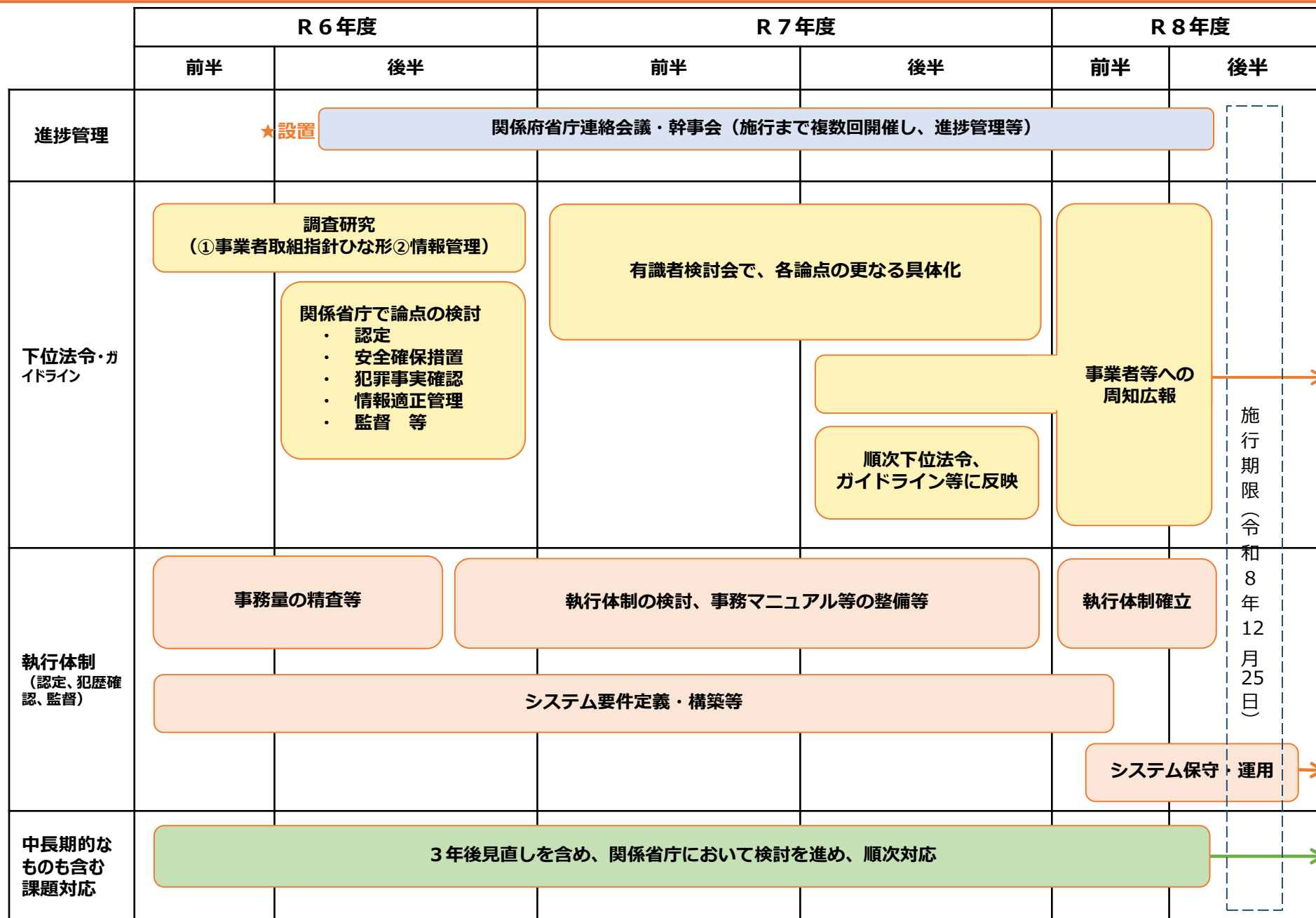
- ① 対象事業者がこども家庭庁に申請
- ② 必要書類のうち戸籍情報については、本人から直接こども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁が法務省に対し、性犯罪歴照会
- ④ 回答
- ⑤ こども家庭庁は、まず本人に対し、回答内容を事前に通知。本人は、通知内容の訂正を請求可能。訂正請求期間（2週間）は犯罪事実確認書は交付されない。
- ⑥-1 訂正請求期間中に本人が内定辞退等すれば、申請却下（犯罪事実確認書の交付なし）
-2 訂正請求せず2週間が経過すれば、対象の性犯罪歴がある旨の犯罪事実確認書を交付



※ 本人への通知の方法については検討中

2. こども性暴力防止法に関する 今後の検討スケジュール 及び主な論点について

こども性暴力防止法の施行に向けたスケジュール（イメージ）



こども性暴力防止法に関する主な論点（施行に向けて整理が必要な事項）

①制度対象

- ・対象事業 ・職種の範囲 ・規模
（家庭教師、サマースクール、ベビーシッターマッチングサイト等の取扱いなどを含む）
- ・特定性犯罪の範囲等（対象となる都道府県条例の範囲、条例の改廃の把握プロセス 等）

②認定

- ・認定申請 ・審査等のフロー
 - ・事業者からの申請の具体的なフロー（申請書記載事項や提出書類を含む）
 - ・国における審査・通知・公表の具体的なフロー
 - ・認定基準 ・児童対象性暴力等対処規程のイメージ ・標準処理期間
 - ・認定等の表示が可能な広告等の範囲、表示できる内容（認定マーク）、表示方法 等
- ・その他（手数料の額や具体的な納付方法、システム、執行体制 等）

③安全確保措置

- ・早期把握、相談、調査、保護、支援 ・研修の内容
 - ・措置の具体的な内容・方法 ・認定基準（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修関係）
 - ・留意点（発達段階や事業者規模等に応じた対応、関係機関との連携、教員性暴力等防止法の指針等との関係、責任の明確化や第三者性の確保等）
 - ・事業者支援のあり方 等
- ・防止措置の内容
 - ・措置の具体的な内容・方法 ・認定基準（防止措置関係）
 - ・留意点（児童対象性暴力等の「おそれ」の考え方、判断プロセス、労働法制等との関係等）
 - ・労働紛争時の相談先 等

④犯罪事実確認

- ・犯罪事実確認書の申請 ・交付等のフロー
 - ・事業者からの申請の具体的なフロー（申請書記載事項、提出書類を含む）
 - ・従事者からの書類提出の具体的なフロー
 - ・国（こども家庭庁・法務省）における確認
 - ・交付のフロー（犯罪事実確認書の様式を含む） ・標準処理期間
 - ・施行時現職者等の確認期限、確認申請の平準化 ・いとまがない場合の考え方、いとまがない場合にとる措置の内容
 - ・対象者に応じた留意点（対象従事者が派遣、請負、ボランティア、外国人等の場合） 等
- ・訂正請求の受付 ・通知フロー（本人通知の方法を含む）
- ・その他（教員・保育士DBとの連携・補完、内定辞退者の偏見防止、システム、執行体制 等）

⑤情報管理措置等

- ・情報管理措置等の内容（措置の具体的な内容・方法、認定基準（情報適正管理関係）、犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去の具体的な方法、留意点（個人情報保護法との関係等） 等）

⑥監督

- ・監督 ・監督対応のフロー
 - ・犯罪事実確認・犯歴情報管理に関する定期報告の内容、具体的なフロー
 - ・国・所轄庁（自治体等）による監督への事業者の対応
 - ・国による監督の具体的なフロー（定期報告や内部通報等への対応、命令や認定取消基準等）
 - ・所轄庁による監督の具体的なフロー（監督方法、頻度、国との情報共有等） 等
- ・システム ・執行体制 等

⑦その他

- ・事業者間の役割分担の詳細（県費負担教職員、指定管理、運営委託の場合）
- ・施行期日 等

【中長期的な検討事項】

- ・対象事業、職種の範囲
（個人・小規模民間事業者の取扱い（民間教育事業の期間要件の在り方を含む）、医療機関の取扱い 等）
- ・特定性犯罪の範囲
（確認対象となる期間の範囲（再犯期間、累犯・余罪の状況や、医学的知見の考慮を含む）、
確認対象となる事実の範囲（下着窃盗、ストーカー、不起訴（示談等）、懲戒等） 等）
- ・告発・通報の在り方 ・犯罪事実確認の交付の仕組みの在り方 等

【あわせて取り組むべき事項】

- ・子どもに対する性犯罪・性暴力対策の総合的な取組
（ワンストップ支援センターや警察等の支援体制の充実、トラウマケアの充実を含む）
- ・教員、保育士等の養成段階における子どもに対する性暴力を防止するための教育の充実
- ・学校における「生命（いのち）の安全教育」等の児童生徒への指導の充実
- ・性犯罪の捜査及び立証時の誤った事実認定の防止
- ・性犯罪の加害者、性嗜好障害の治療等のデータの蓄積など、科学的根拠の構築に必要な調査研究の実施
- ・性犯罪の累犯性、余罪の状況などの特性や小児性愛を含む性嗜好障害の実態に関する調査研究の実施
- ・性嗜好障害等の治療や支援の環境整備
- ・加害者の改善更生及び社会復帰を支援するための加害者更生プログラムの充実